

総社市高梁川新架橋整備方針に関わる論点の骨子

新架橋整備事業の経緯

- ・平成14年より、国県へ国道486号のバイパスとして新架橋を含め要望してきた事業である。
- ・平成17年3月定例会市議会で清音神在本線の市道路線認定の議決を受ける。
- ・平成17年に交付金事業及び合併特例債事業として補助採択を受けた事業である。
- ・平成18年3月定例会市議会で、新架橋整備事業について予算案の議決を受ける。
- ・下部工事が既に着工し完了している。

効果

- ・総社大橋での渋滞緩和対策としての利便性の向上，経済効果が見込まれること，及び渡河した高梁川西部地区への企業誘致等の促進に好影響がある事業である。

財政面

- ・市の財政は厳しい状況が続くが，新架橋整備による財政への深刻な悪影響を及ぼすことのないよう，市全体としてより一層計画的な財政運営が重要である。

委員意見

- ・高梁川西地区の市民は，総社大橋の交通渋滞に困っており，事故や災害時での現状の総社大橋では不安である。
- ・企業誘致を促進する上での新架橋整備事業は，有効的な事業であり進めてもらいたい。地域の発展のためにも必要不可欠の事業である。
- ・川西地区と川東地区の均衡のとれた発展をするために有効な手段である。
- ・将来的に総社真備船穂線の整備を国県へ要望してもらいたい。
- ・渋滞の緩和により温暖化対策にも効果がある。
- ・予算を縮小し，将来に渡り財政を窮迫し後の世代に悪影響を及ぼすことにならないよう財政運用をしてもらいたい。
- ・平成元年に都市計画決定された総社真備船穂線として循環道路網の整備，今後の維持管理を国県へ強く要望していく必要がある。